

日本古代の王権と鷹狩

森田, 喜久男
淑徳大学人文学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1916289>

出版情報 : 鷹・鷹場・環境研究. 2, pp.1-16, 2018-03-20. Faculty of Arts and Science, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

<論文>

日本古代の王権と鷹狩

The History of Falconry Presided over by the Ancient Japanese Royalty

森田 喜久男

MORITA, Kikuo

要旨

小稿は、日本古代の王権が主宰する鷹狩について概観したものである。

まず、王権の鷹狩を支えた養鷹・放鷹官司の変遷について、ヤマト王権の段階の鷹甘部や律令制下の主鷹司・放鷹司を中心に論じた。そのことに関連して鷹狩に従事した鷹飼についても言及し、「尋常の鷹飼」と「猟道を知る親王公卿の鷹飼」の二類型の鷹飼の実態を明らかにしようと試みた。

また、鷹狩が行われた猟場である禁野の実態についても触れ、平安時代前期に増加しつつ民業と対立している点を問題とした。さらに『新儀式』を素材に、野行幸と呼ばれる儀式としての鷹狩の次第について考察し、鷹狩とセットで実施される山野河海支配を確認する儀礼の重要性を指摘した。その上で、昌泰元年(898)10月に実施された宇多太上天皇主催の競狩の実態についても考察し、この競狩について醍醐に譲位した後も自身が国政を仕切るという決意の現れであることを指摘した。

最後に天皇や上皇の代理で諸国に派遣される狩使についても考察した。

Abstract

The purpose of this study is to give an overview of the history of falconry presided over by the ancient Japanese royalty. First, I analyze the Falconry Office (鷹甘部 *taka-kai-be*) and falconers (養鷹 *shuyoushi*, 放鷹官司 *hoyoushi*) that kept hawks during the Yamato period. Second, I attempt to distinguish two types of falconers, one, the ordinary falconer and the other a specialist who had good knowledge on which royal society could rely. But, the expansion of royal hunting grounds (禁野 *shimeno*) during the Heian period caused conflicts with the people who lived in these areas. Third, relying on the book *New Ceremonies* (新儀式 *Shingishiki*) I point out that the “going to the fields for falconry” ceremony (野行幸 *Nogyoukou*) continued as a confirmation of Imperial rule of fields, mountains, and rivers. Furthermore, I investigate falconry games held by the retired Emperor Uda in 898. As a result, I suggest that this ceremony constituted a declaration that Uda was the real political leader in the realm. Last, I consider the hunters (狩使 *karishi*) who the Emperor dispatched nation-wide to hunt on his behalf.

はじめに

小稿は、古代王権が主宰する鷹狩の歴史を検討することにより、政治権力にとって、鷹狩がいかなる意味で重要であったか、この点を明らかにすることを目的とする。

我が国における鷹狩の研究において、必ず参照すべき基本文献の一つに宮内省式部職編『放鷹』（吉川弘文館 1931年）がある。その叙においては、鷹狩の起源を仁徳天皇の時代に求め、その技が百済より伝来したことを記し、嵯峨天皇の時に編纂された鷹書である『新修鷹経』の存在にも言及する。その上で、二千年の伝統のある技の廃絶を憂い『放鷹』を編纂したと記す。本書は、本邦放鷹史の始まりの場面において「上代における鷹狩」に一定の頁を割いて解説している。全体に占める分量は決して多くはない。しかし、近代において『放鷹』を編集した宮内省が、古代王権が主宰する鷹狩を強く意識していたことは明白である¹。

このような観点に立った時、古代王権の鷹狩の伝統が、後の時代の政治権力にどのような形で意識され継承されたかについて、検討することは鷹狩の研究における重要な課題と言えるであろう。

その前提として、古代王権の鷹狩の実際はいかなるものであったか、この点を明らかにしておくことが必要とされる。小稿を執筆する理由は、ここにある。

なお、小稿と同様の視角で考察した先行研究としては、吉井哲「古代王権と鷹狩」（『千葉史学』12 1988年）がある。

この吉井論文では、『類聚三代格』巻19に採録された鷹狩に関わる禁令の分析を通して、鷹狩は王権の山野支配にとって重要な意味を持ったこと、その画期として桓武朝に注目し、桓武朝において鷹狩を通して王権の山野支配が達成されたと結論づける。

しかし、吉井論文では、古代と言っても八世紀の考察にとどまっており、前後への見通しが提示

されていないこと、王権の鷹狩に関わった官司や鷹狩が行われた場についての考察がなされていないことなど課題を多く残している。

そこで小稿では、これらの点を明らかにしていきたい。

1 養鷹・放鷹官司の変遷

まず、王権の鷹狩を支えた養鷹・放鷹官司の変遷について確認しておこう。その際に出発点となるのは、『日本書紀』仁徳43年9月朔条に記された以下の記述である²。

依網屯倉の阿弭古、異しき鳥を捕りて、天皇に献りて曰さく、「臣、毎に網を張りて鳥を捕るに、未だ曾て是の鳥の類を得ず。故、奇びて献る」ともうす。天皇、酒君を召して、鳥を示せて曰はく、「是、何鳥ぞ」とのたまう。酒君、対へて言さく、「此の鳥の類、多に百済に在り。馴し得ては能く人に従う。亦捷く飛びて諸の鳥を掠る。百済の俗、此の鳥を号けて俱知と曰ふ」ともうす。〈是、今時の鷹なり〉乃ち酒君に授けて養馴む。幾時もあらずして馴くること得たり。酒君、則ち韋の縉を以て其の足に著け、小鈴を以て其の尾に著けて、腕の上に居えて、天皇に献る。是の日に、百舌鳥野に幸して遊獵したまう。時に雌雉、多に起つ。乃ち鷹を放ちて捕らしむ。忽に数十の雉を獲つ。是の月に、甫めて鷹甘部を定む。故、時人、其の鷹養ふ処を号けて、鷹甘部と曰う。

『日本書紀』に記されたこの伝承は、我が国における鷹狩の初見史料であり、ここでは鷹甘部と呼ばれる部民が存在していたことがわかる。

この伝承によれば、依網屯倉にいた阿弭古が天皇に献上した鷹について、酒君が「此の鳥の類、多に百済に在り」とあり、『日本書紀』は鷹狩の源流は百済にあるとする。酒君は、鷹を馴らした後で、韋（をしかわ＝なめし皮の類）の縉（あしを＝縄）をその足に着け、小鈴をその尾に着けて、

その鷹を腕の上のせて天皇に奉ったという。

この点を踏まえるならば、鷹甘部は、百済系渡来人の流れを汲む存在であった可能性が出てくる。この鷹甘部が居住し鷹を養っていた鷹甘邑の故地は、現在の大阪府東住吉区鷹合であり、律令制下では摂津国住吉郡に属する。そこは、西方の住吉津と東方の大和とを結ぶ磯齒津道と難波大道の交差点の東北側にあり、依網屯倉や百舌鳥野に接し、河内国や大和国にも接する場所にあった³。

この鷹甘邑居住の鷹甘部を受け継ぐ形で律令国家成立以降に兵部省主鷹司（放鷹司）に属したのが鷹養戸、後の鷹戸である。

養老職員令 29 条によれば、

主鷹司

正一人。〈掌らむこと、鷹犬調習せむ事〉令史一人。使部六人。直丁一人。鷹戸。

とあり、兵部省に所属する官司として主鷹司が存在し、その配下に鷹戸がいた。さらに同条集解・官員令別記には、

別記に云はく、鷹養戸十七戸、倭・河内・津、右年を経て丁毎に役し、品部となして調役を免ず。

と見え、鷹戸は大宝令の段階では、鷹養戸と呼ばれていたことがわかる。この鷹養戸は、大和・河内・摂津に分布し、品部として調を免除されていたようである。

さて、主鷹司は放鷹司とも呼ばれていた。『続日本紀』養老 5 年（721）7 月庚午条によれば、

詔して曰く、凡そ靈囿に膺って宇内に君とし臨んでは仁動植に及び恩羽毛に蒙らしめんと。故に周孔の風、尤も仁愛を先にし、李釈の教え、深く殺生を禁ず。宜しく其の放鷹司の鷹狗（略）悉く本処に放ちて其の性を遂げしむべし。今より而後、もしもちうべきことあらば、まず其の状を奏して勅を待て。其の放鷹司の官人、并に職の長上等は且つこれを停めよ。役する所の品部は並に公戸に同じくせむ。

とあり、元正の段階で停廃されている。ところが、この放鷹司の停廃記事については、『続日本紀』天平宝字 8 年（764）年 10 月乙丑条にも「放鷹司を廢して放生司を置く」という形で記されている。この点を踏まえるならば、養老 5 年の放鷹司の廃止は一時的なものであったことがわかる。

この事実は、天平 17 年（745）4 月 21 日付の兵部省移（『大日本古文書』正倉院文書 1 正修 2）においても確認できる。この古文書にも放鷹司とそこに勤務する直丁が見えるからである⁴。

兵部省移す民部省

合せて壹拾貳人〈六人直丁／六人廝丁〉

省六人〈三人直丁／三人廝丁〉

放鷹司二人〈一人直丁／一人廝丁〉

右、甲賀宮に在り。米貳斛參斗貳升〈人別日二升〉塩貳升參合貳夕〈人別日二夕〉を給うべし。

布肆段〈人別一段〉

（中略）

以前、省並びに管する司の直丁等、来る五月之料糧、請う所、前の如し。故に移す。

天平十七年四月廿一日正六位下行大録馬史益万呂

大輔正五位下勲十二等紀朝臣

さて平安時代の 9 世紀の段階に入ると、この主鷹司（あるいは放鷹司）について、大きな変化があったことが『日本三代実録』元慶 7 年（883）7 月 5 日己巳条により明らかにできる。

勅すらく、弘仁十一年以来、主鷹司の鷹飼卅人、犬卅牙の食料、毎月彼の司に充つ。其中、鷹飼十人犬十牙の料を割きて蔵人所に充て送る。貞観二年以後、官人置くこと無く、雑事停廃す。今鷹飼十人、犬十牙の料、永く熟食を以て蔵人所に充つ。

すなわち、弘仁 11 年（820）年の段階で、主鷹司にいた鷹飼 30 人のうち、鷹飼 10 人が蔵人所に移されたのである。

さらに貞観 2 年（860）年の段階で、主鷹司、蔵人所ともに鷹飼は停廃した。そして元慶 7 年

(883)年の段階で、蔵人所のみ鷹飼は復活したというのである。

しかし、ここで注意すべきは、仁徳紀の鷹甘邑居住の鷹甘部を受け継ぐ形で律令国家成立以降に兵部省主鷹司(放鷹司)に属した鷹養戸や鷹戸とは別に兵衛府に「鷹所」が存在し、鷹飼が活動していたという秋吉正博氏の指摘である。

秋吉氏は『平城京発掘調査出土木簡概報』24(二条大路木簡 2 奈良国立文化財研究所1991年)に採録されている以下の4点の木簡の存在に注目した。

①(表)・鷹所 菌部伊賀麻呂 雪牛養
凡人足 鳥取咋麻呂

(裏)・雲国足
并五人

②(表)・鷹所 笑原 檜前 周防
丈部 高田 佐伯

(裏)・三宅
合七人 大直所 三宅加佐麻呂
笑原 丈部 □ [

③(表)・鷹所 檜前 佐⁽⁴⁾
高田 周防

(裏)・合八人

④・鷹所 周防人足

これらの木簡に見える人名の出自について『新撰姓氏録』や『日本書紀』を参照しながら、整理すると、

渡来氏族 檜前(東漢氏系)、高田(東漢氏系か高句麗系)、
三宅(新羅系か中国系)

国造氏族 凡、周防、佐伯、

伴造・部系氏族 菌部、笑原、鳥取、丈部
となる。

秋吉氏はこのような分析を踏まえ、8世紀の段階において我が国には、主鷹司(放鷹司)の鷹飼と諸衛府の鷹飼という2種類の鷹飼が存在していたことを指摘し、このような状況が9世紀の段階で一元化されたと考えた。

すなわち、延暦10(791)年7月に主鷹司(放

鷹司)の鷹戸が廃止されたが(『続日本紀』延暦10年7月丙戌条)その上で、主鷹司(放鷹司)の下に諸衛府の鷹飼が統合され、先に述べたような弘仁11(820)年の段階に至ったとする⁵。

2 鷹飼の変遷

引き続き10世紀以降の鷹飼の変遷について見ていこう。まず、どのような人物が鷹飼になっていたのであろうか。

10世紀後半の成立とされる『新儀式』第4野行幸事には以下のように記述されている。

又、尋常の鶴飼、鷹飼らの外、若し獵道を知る親王公卿並びに非参議の四位五位あらば、鶴飼、鷹飼に供奉すべきの由を仰せしむ。

ここでは鶴飼や鷹飼は、尋常の者と獵道を知る親王公卿並びに非参議の四位五位とに分類されている。さらに読み進めると、以下のような記述がある。

また親王の鷹助に若し内舍人・衛府官人を用いる時は、その申請に随い、兵仗を具せざるの責めを聴せ。

以上の記述から、『新儀式』が編纂された10世紀の段階では、鷹飼は大別して

- a. 尋常の鶴飼、鷹飼
- b. 獵道を知る親王公卿並びに非参議の四位五位以上の鷹飼

の2種類があり、さらに親王を補助する存在として

- c. 親王の鷹助

がいたことがわかる⁶。

このうちで、aの尋常の鶴飼や鷹飼は蔵人所に配置されていた。ただし、その本官は諸衛府(令制五衛府と近衛府)にあった。すなわち、諸衛府の武官が蔵人所の鶴飼や鷹飼を兼務していたのである。

このことを端的に示す史料が『政事要略』である。その巻67 糺弾雑事(男女衣服并資用雑物)に引用された仁和2(886)年9月17日宣旨に見

える鷹飼と鶴飼の官職と人名を列挙すると以下のようになる。

鷹所鷹飼

右近衛将曹坂上安生

左兵衛権佐藤原朝臣恒興

左近衛日下部安人

鶴所鶴飼

右兵衛権少志布勢春岡

蔭子菅原冬緑

左近衛下毛野松風

すなわち、9世紀末の段階において、蔭子など特別の場合を除き、尋常の鷹飼や鶴飼の多くに近衛府や兵衛府の官人が任命されているという事実を確認できる⁷。

11世紀の段階では、尋常の鷹飼や鶴飼は、檢非違使や馬寮の官人が兼任した。『侍中群要』巻10によれば、

御鷹飼の事

藏人勅を奉りて、檢非違使・馬寮等に仰せよ。又所の下文を以て禁野に仰せよ。

上記の史料は、御鷹飼の任命に関わる手続きを述べたものである。この中で藏人が勅を伝えている対象は、檢非違使と馬寮である⁸。

次にbの「獵道を知る親王公卿並びに非参議の四位五位」の鷹飼とは具体的にはどのような存在を指すのであろうか。

これについては、大同3(808)年に出された以下の大同3年(808)9月23日付けの太政官符(『類聚三代格』巻19 禁制事)が参考となる。

太政官符す

鷹鶴を飼うを禁断すべき事

右、案内を檢ずるに、太政官去る宝龜四年正月十六日、彈正台、左右京職五畿内七道諸国に下したる騰勅符にいわく、鷹を養うことは先に既に禁断す。頃年以來事なく日を棄てり。時に暫く遊覧し、特に一二の陪侍せる者に聴し、養うことを得さしむ。無事の余景を送らんと欲するは、実に凡庶の通務にあらず。聞くならく、京畿諸の国・郡司・百姓及

び王臣の子弟、或は特に聴されると称し、或は侍臣に仮勢して争いて鷹鶴を養い、競いて郊野を馳せる。允に禁制に違ひ、理として懲肅すべし。所司承知し、嚴かに禁断を加えよ。更に然らしむること莫れ。若し猶、改めざれば、六位以下蔭贖を論ぜず違勅罪を科せ。五位已上は名を録して言上せよ、てへれば、右大臣の宣を被るにいわく、勅を奉るに、私に鷹鶴を飼うこと已に禁断を経たり。今一切制することを欲すれども、事、やむをえざるなり。よろしく親王及び觀察使已上并に六衛府次官已上、特に飼うを得さしむべし。但し、田畝を馳せ逐ひ、民の産を損傷するの類、所司、名を録して言上せしめよ。其れ聴す所の人等、太政官、隨身の驗を給う。所由、檢校を加え、然る後に飼うことを聴せ。若し官の驗なく、輒く鷹を飼わば、六位已下身を禁じて鷹に副えて進上せよ。五位已上は名を録して言上せよ。阿容して言さざるは同じく違勅罪を科さん。

大同三年九月廿三日

ここでは、親王や觀察使以上の官人及び六衛府次官以上の武官に鷹を飼うことを許可し、「隨身驗」を与えるとしている。

この他、春宮坊の官人で鷹を飼うことが許された者については、「坊驗」を与えられることになっていた(『類聚三代格』巻19 禁制事 大同3年11月2日太政官符)。

このような「隨身驗」や「坊驗」を与えられた親王や觀察使以上の官人及び六衛府次官以上の武官がこれに該当するのではないかと思われる。

以上、養鷹・放鷹官司の歴史に引き続き、鷹飼の歴史についても概観してきたが、他にも実際の鷹狩の場における鷹飼の組織構成を知る手がかりとなる史料が存在する。

それは、昌泰元(898)年10月20日に平安京の郊外で行われた宇多太上天皇の競狩を記した「昌泰元年歳次戊午十月廿日競狩記」(『紀家集』巻9)である。

この史料によれば、左右に分かれた鷹飼は頭・行事・番子により構成されていたことがわかる。

また、鷹飼が儀式の場で重要な役割を果たしたことの事例として注目されるのが、正月の「大臣大饗」である。すなわち、大臣家の南庭で行われる正月の「大臣大饗」の場に鷹飼が参入し、鷹を飛ばした後、鳥芝に結んだ雉を奉る「鷹飼渡」が行われた⁹。

3 禁処（禁野）の成立と展開

次に鷹狩が行われた猟場の歴史について概観しよう。まず養老雑令9条には、

凡そ国内に銅鉄出す処有らむ、官採らずは、百姓私に採ること聴せ。若し銅鉄を納めて庸調に折ぎ充てば、聴せ。自余の禁処に非ざらむは、山川藪沢の利は公私共にせよ。

と定められている。

山川藪沢は原則として、官と私の双方が利用できる「公私共利」の空間であったが、「禁処」はそこから除外される空間であった。その「禁処」の中に、王権の猟場も含まれたと思われる。

このように山野河海の特定の空間を王権が排他的に囲い込むのは、天武・持統朝段階からである。『日本書紀』天武5年(676)5月是月条によれば、

是の月に、勅すらく、南淵山・細川山を禁めて並びに藪かり薪ること莫れ。又畿内の山野の元より禁むる所の限りに妄りに焼き折ること莫れとのたまう。

とあり、飛鳥京の近くにある南淵山と細川山や畿内の山野のうちの特定の箇所の伐木が禁じられている。

また、『日本書紀』持統3年(689)8月丙申条によれば、

摂津国の武庫の海一千歩の内、紀伊国の阿提郡的那耆野二万頃、伊賀国の伊賀郡の身野二万頃、漁獵することを禁め断めて、守護人を置いて、河内国の大鳥郡の高脚海に准う。

とあり、摂津国の武庫海と共に紀伊国阿提郡的那耆野や伊賀国伊賀郡の身野が禁猟区として設定された。

では、なぜ天武・持統朝において山野の特定の空間が禁処として囲い込まれたのであろうか。この点については、天皇が山野河海の神々を圧倒する存在となり、山野河海をも支配できる存在へと成長したことを可視的に示す必要があつて、王権が山野河海の空間を「禁処」として囲い込んだという指摘をかつて行ったことがある¹⁰。

『万葉集』巻6-950に

大君の 境ひたまうと 山守置き

守るという山に 入らずは止まじ

とあるように「禁処」は、王権以外の一切の用益を排除した空間であつたと考えられる。しかし、そのことにより、「禁処」として囲い込まれた場所の景観は保全されたと思われる。延暦17年(798)12月8日太政官符(『類聚三代格』巻16山野藪沢江河池沼事)によると

太政官符す

寺並びに王臣百姓の山野藪沢浜島尽く公に収入する事

(中略)

其れ京城側近の高頭(たかご)の山野は常に衛府をして守らしめ、及び行幸、経過の頭望(かみもち)の山岡は旧に依りて改めず。斫り損せしむること莫れ。此等の山野は並びに具に四至を録して、分明に榜示せよ。

とあり、「京城側近の高頭(たかご)の山野」や「行幸、経過の頭望(かみもち)の山」の伐木が禁じられている点に注意したい。

このような形で囲い込まれた王権の猟場として想定できるのが、山城国の北野、河内国の交野、大和国の宇陀野である。『西宮記』巻8には、

禁野 北野(別当少々有り) 交野(百濟王を以て検校す) 宇陀野

と記されている。

『西宮記』それ自体は10世紀の記述である。しかし、北野や交野は桓武天皇がしばしば遊獵し

た場所であり（『類聚国史』32 遊獵）、宇陀野は推古天皇が薬獵を行った場所である（『日本書紀』推古19年5月5日条）。

『西宮記』はそのような歴史的事実を踏まえ、「禁野」として三つの場所を挙げたものと思われる。

中でも交野は、風光明媚な場所と認識されていた。平安時代初期において、交野にしばしば行幸し狩獵を行ったのは、桓武天皇である。『続日本紀』延暦6（787）年10月丙申条には、

丙申。天皇、交野に行幸して、鷹を放ちて遊獵す。大納言従二位藤原朝臣繼縄の別業を以て行宮と為す。己亥。主人百濟王等を率いて種々の樂を奏せしむ。従五位上百濟王玄鏡、藤原朝臣乙叡に並びに正五位下、正六位上百濟王元真・善貞・忠信に並びに従五位下、正五位下藤原朝臣明子正五位上、従五位下藤原朝臣家野に従五位上、无位百濟王明本に従五位下。是の日、還宮す。

とある。

すでに掲げた『西宮記』巻8によれば、交野は、百濟王氏が檢校することになっていた。それは交野が百濟王氏の本拠地であったことと関係する。桓武天皇は自分自身の体内に渡来人の血が流れているということを強く意識しており、百濟王氏を重用した。

そのような事情もあって桓武は交野でしばしば鷹狩を行ったのである。また後の時代の史料となるが、『伊勢物語』第82段によれば、惟喬親王は交野に「渚院」という別荘を持っており、そこで狩を行いその酒宴の席で在原業平らが和歌を詠んでいる。

狩暮らし たなばたつめに 宿からむ

天の河原に 我は来にけり

交野の「渚の岡」は、しばしば大和絵の題材とされ、桜の名所として描かれるばかりでなく、鷹狩の場面も屏風に描かれたようである。それは今日、残されてはいないが、屏風を題材に詠じられた和歌などから推測できる¹¹。

さて、「禁処」の状況は、9世紀の段階で大きく変化する。嘉祥3年（850）4月27日太政官符（『類聚三代格』巻16 山野藪沢江河池沼事）によれば、

太政官符す

山野を禁制し民の利を失せざるべき事
右、右大臣の宣を被るにいわく、山野の禁、元鶉鳩の為なり。草木に至りては禁制する所なし。聞くならく、所由事意を熟せずして法禁を矯峻し、人の鎌斧を奪い、人の馬牛を執り、以て往還之蹊を絶ち、亦樵蘇之業を失す。人の患いとして此の甚だしきは莫らんや。早く下知して更に然らしむること莫るべし。又聞く、或いは公或いは私、官符有るに非らず、妄りに山野を占め多く民利を妨ぐ。斯のごとき類、並びに早く禁断せよ。若し猶肯ずんば、状を具にして言上せよ。随いて即ち科処せむ。其れ江河池沼の類、同じく此に准ぜよ。人の愁い致すこと莫れ、てへれば、路頭に榜示し普く知り見さしめよ。

嘉祥三年四月廿七日

山野において禁制を施しているのは、鳥類を保護するためなのであって、草木については禁制しているのではないという主張がなされている。ここでは、山野のうちで禁制地において往還が妨害されることや伐木を生業とする者への妨害が問題とされ、民業との対立が指弾されている。このような主張が繰り返され、太政官符によってなされる。

たとえば、貞観2年（860）10月21日太政官符（『類聚三代格』巻19 禁制事）では、

太政官符す

諸国の禁野、狩するを禁制すべき事
右、件の野禁制すべきの状、代々、先帝綸旨を降し重疊下知すること已に訖んぬ。右大臣宣す、勅を奉るに聞くならく、鷹鷄野に満つるに佃獵度なし。州吏寛容にして、禁制遏絶す。吏たるの道、何ぞ其れかくのごとからんや。よろしく捉搦を加え重ねて然らしむるを

得ざるべし。尚、乖越することあらば、違勅罪を科さん。若し、此の制を憚らず、輒く以て闖入することあらば、五位以上は名を取りて奏聞し、六位已下は例に依りて禁固せよ。但し、無頼の輩、事を野を守るに寄せて百姓の鎌斧を奪取し、以て樵蘇を妨ぐるの類、国司、意を量るに任せて以て決罰せよ。よろしく路頭に榜示し明らかに曉し告げしめ、掾已上一人を差してその事を検勾せしむべし。

貞觀二年十月廿一日

この太政官符は、「禁野」という言葉の初見史料に相当する。ここでも「禁野」の中での鷹狩を禁制すると共に百姓の鎌斧を奪取したり、樵蘇を妨げるといった点が問題とされている。

さらに貞觀5年(863)3月15日太政官符(『類聚三代格』卷19 禁制事)によれば、

太政官符す

国司並びに諸人、鷹鷓を養い及び禁野を狩するを禁制する事

右、右大臣の宣を被るにいわく、勅を奉るに御鷹鷓を貢すること停止に従う。及び巢・網捕り等の鷹を下し飼うことを懸げざるの状、元年八月十三日に下知すること既に畢わんぬ。誠に生を好むの徳を欲し、殺を悪むの心を発す。上下の慈仁、中外の禔福なり。今聞く、或いは国司等、多く鷹鷓を養い、尚殺生を好み、放ちて獵徒を以て部内を縦横し、民馬を強取し、乗騎して駆馳す。疲れ極まれば則ち棄てて其の主に戻さず。黎庶其れに由りて悲吟し、農耕このために闕怠す。苟も朝寄と云うは、豈に斯のごときに当たらんや。今より以後、此の事、聞くこと有らば、則ち責むるに違勅を以てし、見任を解却せん。又、殺生の遊を罷む故に禁野の制を施す。而るに今或いは聞く、輕狡無頼の輩、私かに自ら入りて狩し、以て場を擅にす。鳥の窮まり、民の苦しみ更に昔日を倍せり。国司、聞き見れども糺

察する心なし。並びに国家の宿懐にあらず。何ぞ其れ未だ思わざるの甚だしきや。よろしく厳かに禁制を加え重ねて然らしむること莫るべし。聴き従わざること有らば、五位以上は名を録して言上し、六位以下は登る時に決罰せん。但し百姓の樵蘇、意に任せて禁ずること莫れ。もし、乖違を致すこと有らば罪を国司に帰さん。

貞觀五年三月十五日

とあり、ここでも禁野における鷹狩を禁制する一方で、百姓の民業を妨げることが禁じ、伐木等については理解を示している。

これらの貞觀年間の太政官符を宣した右大臣は藤原良相である。この藤原良相は、『日本三代実録』貞觀9年(867)10月10日乙亥条に記された墓伝によれば、「貞觀の初め、機務を専心し、志匡濟に在り。当時、鷹を飛ばし、禽を従う事、一切禁止し、山川藪沢之利民業を妨げず。皆是大臣奉行する所なり」とある。

ちなみにこの藤原良相と懇意であったのが伴善男であり、一方応天門放火の嫌疑をかけられた源信は鷹狩や狩獵の名手であった(『日本三代実録』貞觀10年閏12月28日丁巳条)。

このような禁野内における伐木は、元慶7年(883)12月22日太政官符(『類聚三代格』卷16 山野藪沢江河池沼事)にも明記されている。太政官符す

禁野内の樵蘇を聴すべき事

右、禁野の興、民業を妨げるにあらず。草樹に至りては素より制し拘めず。去る嘉祥三年四月廿三日、今年正月廿一日に下知すること已に了わりぬ。而るに、今預等、威勢に仮託して非法を矯り行い、或いは牛馬を驅略して忽ち放牧の便を無くし、或いは鎌斧を掠奪して、遂に樵蘇の利を失う。百姓の愁苦、斯より大なるは莫し。右大臣宣す、勅を奉るに、よろしく重ねて下知し更に然らしむること勿るべし。若し前の轍を改めずして、猶侵擾を致さば、必ず

違勅に処し、寛宥せざれ。国司許容するも亦与同罪とせん。

元慶七年十二月廿二日

以上の検討より、天武・持統朝段階の「禁処」と9世紀段階の「禁野」では状況に変化が見られる。9世紀段階では、狩猟、鷹狩にのみ禁制を加え、それ以外には雑令9条に見える「公私共利」の原則を適用しているのである。同時に、9世紀の段階において「禁野」の数は増加する。『日本三代実録』元慶6(882)年12月21日己未条によれば、

勅すらく、山城国葛野郡嗟峨野、元は制さず。今新たに禁に加う。樵夫牧豎の外、鷹を放ち兔を追うこと聴すこと莫れ。同郡北野、愛宕郡栗栖野、紀伊郡芹川野、木幡野、乙訓郡大原野、長岡村、久世郡栗前野、美豆野、奈良野、宇治郡下田野、綴喜郡田原野、天長年中既に禽を従うを禁ず。今重ねて制断す。山川の利、藪沢の生、民と共にせよ。農業を妨ぐる事莫れ。但し、北野に至りては此の限りに在らざるなり。大和国山辺郡都介野、天長承和、累代制を立つ。今、禁に加え縦に獵せしむこと莫るべし。禽鳥を拂うことを制し、草木を採ることを許せ。美濃国不破安八両郡の野、本より禁制す。永く蔵人所獵野とせよ。播磨国賀古郡の野、印南郡の今出原、印南野、神埼郡北河添野、前河原、賀茂郡宮来河原、尔河支河原、先に既に制すること有り。今重ねて禁断す。嘉祥三年符を下す。採樵・牧馬を禁ずること勿れ。備前国児島郡の野、永く蔵人所の獵野とす。承和の制、今行われざるによりてなり。何ぞ藪蕘を禁じ、農畝を害すこと莫らんや。忽て法禁を施し諸国に頒ち下せ。

この『日本三代実録』の記述は、9世紀段階に新設された「禁野」の動向を把握できる貴重な史料である。これにもとに各段階に新設された「禁野」について整理してみると以下ようになる。

天長年間(824~834)…北野・栗栖野・芹川野・

木幡野・大原野・長岡村・栗前野・美豆野・奈良野・下田野・田原野(以上、山城国)

天長・承和年間(824~848)…都介野(以上、大和国)

嘉祥年間(848~861)…賀古郡野、今出原、印南野、北河添野、前河原、宮来河原、尔河支河原(以上、播磨国)

ここで注意すべきは、新たに指定された「禁野」について、「山川の利」、「藪沢の生」を謳いながら、北野だけは「但し、北野に至りては此の限りに在らざるなり」とわざわざ断っていることである。

北野は天長年中に指定されたとは言え、すでに述べたように桓武天皇がしばしば遊獵に訪れた場所である。さらに注意すべきは、先に言及した河内国の交野や大和国の宇陀野についても取り上げられていないということである。

この事実は、北野・交野・宇陀野の3つは、依然として排他的な空間であったことを示している。

では、狩猟以外の部分で「公私共利」が導入された「禁野」が増加したのは何故か。ここで留意すべきは、新たに設置された「禁野」が往還の障害とされているという事実である。

すなわち、先に引用した嘉祥3年(850)4月27日太政官符では、「往還之蹊を絶ち、亦樵蘇之業を失す」といった点が問題とされている。同様の事例として、以下の『扶桑略記』寛平元(889)年12月2日条の記述も注目される。

甘南扶持還り来たりて云わく、去る二十九日、申の時、始めて島下郡に到る。審らかに事の由を問うに郷の人、語りて云わく、太上天皇此の郷に御し、備後守藤原氏助の宅を御在所となすなり。若干の従卒を率いて、此の宅に乱入す。家人士女、或いは山沢に遁亡し、或いは道路に逃げ迷う。氏助の宅一人も有ることなし。此、安部山の猪鹿を狩り取るためなり。而して、夜松火の炬を以てす。時に暮れに臨むの間、此の宅に還り御す。但し童子

十二人厩の舎人二人悉く武の装いを着し、弓矢を帯び、前後に相い分かれて騎馬行列すと云々。今日、件の山を院の禁野となし、宇治継雄を専当として、路頭に榜示す。行路の人、往還艱難し、動もすれば陵轢を加う。愁吟これ甚だし。胸憶何ぞ口を言わんや。云々。

太上天皇が、院禁野を定めたことで、往還の人々が苦しむという記述は、交通の侵害と言える。

新たに定められた「禁野」は、王権が山野河海を支配しているということをも具現化するというよりも経済的な利益に関わる存在だったのではないか。

「禁野」の一部が新たに「蔵人所獵野」とされたのも、そのような事情にもとづくものと考えられる。「蔵人所獵野」に指定されたのは、美濃国不破・安八両郡の野と備前国児島郡の野であるが、前者は東山道の近江国と美濃国の国境に位置し不破関が置かれるなど古代においては交通の要衝だった場所である。

後者についても、古代においては屯倉が置かれ（『日本書紀』欽明17年7月己卯条）、瀬戸内海の海上交通の要衝だったところである。

古代王権は、このような経済的に利益を生む場所を獵場として掌握したのである。

4 儀式としての鷹狩の次第

10世紀以降、平安京の近郊で行われた鷹狩を野行幸と呼ぶ。この野行幸については比較的詳細な史料が残されている。そこで平安時代の儀式書である『新儀式』第4野行幸事によって確認しておこう。

まず、すでに述べたことであるが、

又、尋常の鶴飼、鷹飼らの外、若し獵道を知る親王公卿並びに非参議の四位五位あらば、鶴飼、鷹飼に供奉すべきの由を仰せしむ。

とあるごとく、野行幸に参加する官人がすべて鷹狩を行うわけではない。鷹狩に従事する者は、す

で述べたように

・尋常の鶴飼、鷹飼

・獵道を知る親王公卿並びに非参議の四位五位である。彼らが獵野に入って狩を行うのであり、それ以外の官人は

京職官人は馬を下りてここに引き留まれ。野口に至りて外衛の隼人の陣、および侍従は皆ことごとく停留し、左右近衛陣これに候ず。

とあるように獵野の入り口である「野口」で待機している。

では、天皇自身はどのような行動をとるのか。これについては、

これより先、所司は便宜の勝地を択び、御在所を儲く。御座定まりて後、親王公卿を召す。この間、鶴飼進み出、架上に繋ぎて退出す。次に鷹飼同じく、架上に繋ぐ退き饗屋に著す。犬飼は同じ屋の東辺に陪す。御厨子所は朝膳を供す。侍従厨は王卿の膳を給う。山城国并に近辺の所司、物を献ず。御酒三献の後、御直衣を著御し、更にまた御輿は野中に入御し、獵を見る。この間、獵徒の獲物を献ずる者あり。又或は岡に上がり四方を御覧すれば、所司は御倚子を岡の上に立て、便に随い縁道を敷き、軽き幄に属す。近衛次将は御劍爾を執り、仕候す。更に軽幄に還御し、御厨子所は御酒を供じ、侍臣の事に堪えたる者を召し、献ずる所の獲物、雉などを調えしめ、御膳に供ず。又王卿以下らに給う。大炊寮は裏飯を調べ、大膳肴物を儲け、駕輿丁列卒らの疲れを補う。又山城国は酒肴を以て六衛府に給う。

とあるごとく、天皇が自分自身で狩をすることはない。獵野付近の景勝の地に御在所を儲けて食事を摂りながら獵を見る。必要に応じて獵野に入って見ることもある。

また、天皇は岡に登って四方を縦覧して酒を飲み、献上された獲物、雉などを食す。こういった

獲物は王卿以下の侍臣にも与えられる。

ここで注意すべきは、天皇が鷹狩に際して四方を縦覧していることである。これについては、すでに指摘されているように自身が統治する国土を視覚的に確認する「国見儀礼」の系譜を引くものと見るべきであろう¹²

また、この時天皇に献上され王卿以下に分配された獲物については、ニイナメオスクニ儀礼の中の共食に用いられた贄としてとらえられている¹³。

ここで想起すべきは、『日本書紀』雄略2年10月丙子条に見える吉野の御馬瀬における雄略の狩猟である。この狩猟自体は、鷹狩ではないが、狩猟を終えた後、雄略は群臣に対して、「猟場の楽は、膳夫をして鮮を割らしむ。自ら割らむに何与に」という問いを発している。

律令国家成立以前のヤマト王権の段階において、倭国の王は自ら狩猟を行い、獲物を臣下と共に食していた。そのことによって、山野の領有、山野河海の支配権を自ら確認していたのである。ただ単に献上されるだけでは駄目で、食べることに意味がある。

『新儀式』に記された野行幸の記述において、獲物が献上されて食される場所が「御在所」ではなく、四方を縦覧できる「輕幄」であることに注意したい。

すなわち、そこで繰り広げられているのは、単なる共食儀礼ではなく、王権の山野河海支配を自ら確認し、王卿以下にもそれを認識させる重要な儀礼なのである。

『日本霊異記』下巻39縁は、鷹狩を盛んに行った嵯峨天皇に対する批判に対しての反論を以下の形で述べている。

或る人は、聖君に非ずと誹謗りて、（中略）又、鷹犬を養い、鳥猪鹿を取る。是れ慈悲の心に非ず、とまうす。是の儀然らず。食す国の内の物は、皆国皇の物にして、針を指す許の未だに、私の物都て無し。国皇自在の随の儀なり。

ここでは、「食す国の内の物」は「皆国皇の物」であり、「国皇自在の随」と述べられている。野行幸を王権が実施し得た背景には、そのような思想があったのである。

さて、このような鷹狩において鷹飼達はどのような装束を身につけていたのだろうか。その手ごかりは『西宮記』巻17野行幸に記されている。

天皇は白椽（延喜の御宇は、天皇は右近馬場に御し、服、直衣を服す）王公卿は例の如し。衛府は弓箭を着し、鷹飼王卿、大鷹飼は地摺の狩衣、綺袴、玉帯、鷓飼は青白椽袍、綺袴、玉帯、卷纓、下襲あり。剣を着する者は尻鞆あり。王卿の鷹飼は野に入るの後、行膝餌袋を着す。或いは王卿已下の鷹飼、供奉装束を着し、乗輿に扈従すと云々。四位已下の鷹飼、帽子を着し、鷹を臂にし犬を牽かしめ、神福、春興殿の前に列立す。又王卿已下諸衛及び鷹飼等、装束遠近に随いて相替わり、鷹飼は野に入る後、大緒を取り、大鷹飼は腰底に結び懸け、小鷹飼またこれに同じ。

天皇が着する「白椽」（しらつるばみ）とは、檀と蘇芳で染めた上に茜で染めた色の服である。

鷹飼の着する地摺の狩衣は、青麴塵（あおきじん）・花色・檜皮色・紫色に種々の雲鳥草花を摺ったものであるという。「綺袴」（きばかま）は絹の袴であろう。玉帯は、玉をいくつも列ねた葦（なめし皮）の帯とされている。卷纓（けんえい）とは、冠の後方に垂れ下がる二つに分かれた紐である纓を巻き上げた状態である。下襲（したかさね）は男性の重ね着の衣装の一つで袍の下に着る。行膝（むかばき）とは、両脛を包むもので熊皮を用いる。餌袋（えぶくろ）は、鷹を呼び返すための餌を入れる袋。帽子は布帛製で絹帽子とも呼ばれている。

この他、鷹飼は鷹を据えるために鞆（たかたぬき）を腕につけ、柄頭に鴛鴦の形を附した鳥頸剣（とりくびのつるぎ）を身につけている¹⁴。

5 古代王権による鷹狩の実際

『類聚国史』巻32の天皇遊獵記事やその他の史料を参照すると、平安時代に積極的に遊獵を行った天皇としては、桓武天皇128回、平城天皇1回、嵯峨天皇71回、淳和天皇15回、仁明天皇15回となる¹⁵。

その後、清和天皇や陽成天皇の在位期間中には行われず、光孝天皇の時に鷹狩は復活した。仁和2(886)年の光孝天皇から承保3(1076)年の白河天皇までに、天皇及び上皇が実施した鷹狩(野行幸)の回数は18回である。

その中で特に詳細に記載されて異彩を放っているのが、すでに言及した『紀家集』巻9所収の「昌泰元年歳次戊午十月廿日競狩記」である。

史料が長文に及ぶので、概要を紹介しておく。昌泰元年(898)10月に行われた競狩とは、前年に退位した宇多太上天皇が平安京から、河内国の禁野である交野、大和国吉野の宮瀧、龍田道を経て住吉神社へと参詣する途中に行われた鷹狩であり、鷹飼達が左右に分かれて狩を行い、獲物を競い合った。

この時の状況を文人貴族である紀長谷雄が書き留めたのが、「競狩記」である。ちなみにこの行幸には菅原道真も参加し、道真は「片野御幸記略」、「宮瀧御幸記略」を書き残している。

さて、宇多の一行が朱雀院を出発したのは、10月20日の午前10時頃であった。宇多は騎馬で朱雀院を出て、威儀を調べて朱雀大路を南下した。

32歳の宇多の姿を一目見ようと「縦観之車」が道にあふれ、車中の女達は「争いて天顔を瞻んとし」、「或は半身を出し、或は面露わになるを忘れ」といった状態であった。これらの車は結局、狩の場所までついてきてその数は「数十両」にも及び、夕方になっても「十両」近くが残っていたという¹⁶。

さて、宇多の一行は、平安京を出た後、昼頃、桂川を越えて「川島之原」に到着し、そこで競狩が始まった。

そのメンバーは以下のとおりである。

左方

鷓飼九人

頭 左近衛中将在原朝臣友于
行事 左大弁源朝臣希
左近衛権中将藤原朝臣定国
番子 左近衛少将藤原朝臣慈実
中宮職亮藤原朝臣恒尚
中宮職大進源朝臣敏相
右兵衛権佐良岑朝臣衆樹
右衛門少尉源茲風
左兵衛少尉源朝臣浣

間諜九人

少納言今扶王
刑部大輔藤原朝臣連松
左兵衛権佐平朝臣元方
散位平朝臣伊望
主殿助藤原季縄
内蔵大允藤原善行
左兵衛大尉良岑遠視
左馬少允藤原良柯
藤原俊平

右方

鷓飼九人

頭 右兵衛督藤原朝臣清経
行事 勘解由使長官源朝臣昇
右近衛権中将源朝臣善
番子 左兵衛佐源朝臣忠相
右兵衛佐平朝臣惟世
右近衛権少将源朝臣嗣
備前権介藤原朝臣春仁
武蔵介藤原朝臣惟岳
能登介源朝臣凝

間諜九人

右馬頭在原朝臣弘景
左馬助藤原朝臣恒佐
左衛門少尉橘公頼
右衛門少尉藤原朝見
左衛門少尉藤原元忠

左馬少允平元規
越前権掾橘良利
蔵人源等
源興平

次第使二人

左近衛将監藤原俊蔭
右近衛将監藤原忠房

さまざまな人物が参加しているものの、鷹飼の多くは、衛府や馬寮の官人であることがわかる。また、競狩ということもあり、獲物の数等を正確に把握し、不正を防止するために左方と右方に間諜が置かれている。さらに行幸の威儀を調える次第使も配置されている。

実際に狩が始まると、左方の番子藤原慈実のように落馬してずぶ濡れになり、「武勇の名」を墮とし、「美しい衣」を汚してしまった者もいるかと思えば、右大将菅原道真のごとく狩には参加しないものの、黒木倚子に腰を降ろして狩の様子を見る宇多の傍に近侍して「風流」な膳を用意する者もいるなど、さまざまなドラマが展開した。

中には右方の番子平朝臣惟世のように宇多の「御鷹」を「己鷹」と偽って鷹狩に使い、その獲物を献上するような者もいた。

夕方になって狩を終えた一行は、さらに南下して赤目御厩に到着した。ここで獲物の献上が行われる。まず左方は鶉1翼、小鳥91翼、続いて右方は小鳥122翼。結果は右方の勝利に終わった。

この後、右方によって勝利の舞踏があり、「納蘇利」などの曲が奏されて酒と膳が振る舞われ宴会が始まった。

その時、大胆な行動に出た人物がいる。皇太后宮亮平朝臣好風である。好風は、「快飲、先ず酔い、長歌長舞す」といった状態で、そこまでにしておけば何の問題もなかったのだが、その後、宴席に連なっていた「遊女数人」に向かって、「しばしば旧の少将と称し」、「其の懐を探りその口を吮う」といった行為に及んでいる。

この好風は、宇多の一行が朱雀大路を通る際にも、「縦観の車」の女達に「艶詞」を投げかけ、

「時々相挑むこと狼のごとし」といった有様であったという¹⁷。

このような乱痴気騒ぎの翌21日に宇多一行は河内国の「片野の原」へ向かった。ここでは狩をしたという記載はない。25日に大和国吉野の宮瀧に到着。28日に龍田山を越えて河内国に再度入り、「住吉社」へ到着した。平安京への帰還は、11月1日であった。

この昌泰元年の競狩を含めた行幸について、川尻秋生氏は「皇位から解放された宇多にとって、心ゆくまで自由を満喫する旅であった」としながらも、同行した者達の多くが宇多が天皇であった時の蔵人とその近親であったことに注目し、この行幸は「宇多自身が近臣との関係を深めるだけではなく、息子の近臣となるべき者との絆を深め、影響力を残そうとするものであった」と指摘する¹⁸。

また笹山晴生氏は、この行幸について、大勢の官人を従えての近郊での狩猟と少数の従者を連れた大和・吉野への行幸に二分されることを指摘した上で、「詩宴や遊猟は単なる遊興ではなく、文化的事業を主催することによって王権に対する求心力を高める役割を果たす」ものであることを指摘している¹⁹。

これらの指摘は基本的に首肯すべきであるが、小稿においては、この行幸で立ち寄った場所、それ自体の由緒について検討を加える必要があるのではないかと考える。

まず「川島之原」であるが、そこは平安京の近郊であるということだけでなく、山城国葛野郡に属しているといった点を確認しておかなくてはならない。

この葛野郡の由来となった「葛野」については、『日本書紀』応神6年2月条に応神の国見の際に詠じられたとされる以下のような歌がある。

千葉の 葛野を見れば 百千足る
家庭も見ゆ 国の秀も見ゆ

つまり「葛野」は、ヤマト王権の頃から国見の対象となる景勝地だったのである。

続く「片野之原」についても、すでに述べたように遊獵の地で「禁野」が置かれ、屏風絵の題材にもなるような場所である。では宮瀧はどうであろうか。『万葉集』巻1-38を参照すると、

やすみしし わが大君 神ながら 神さびせ
すと 吉野川 たぎつ河内に 高殿を
高知りまして 登り立ち 国見をせせば
たたなはる 青垣山 やまつみの 奉る
御調と 春へには 花かざし持ち 秋立て
ば 黄葉かざせり (中略) 行き沿ふ 川
の神も 大御食に 仕え奉ると 上つ瀬に
鵜川を立ち 下つ瀬に 小網さし渡す
山川も 依りて仕ふる 神の御代かも

この和歌は、持統が吉野宮に行幸した折に柿本人麻呂によって詠じられたものである。この吉野宮の所在地は、まさに宮瀧にある。そこが国見の舞台として重要な位置を占めていたのである。

では、最後の終着地の「住吉浜」はどうか。そこはヤマト王権の航海神として重視された住吉三神を祭る住吉神社が鎮座し、「住之江津」が存在していた。そこから目に映る風景も和歌の素材となった。『万葉集』巻3-283には

住吉の 得名津に立ちて 見渡せば
武庫の泊ゆ 出づる船人

と詠じられている。この歌は高市黒人の作と伝えられているが、宇多がその地へおもむいたのも王権の禁処でもあった「武庫の泊」(武庫の海)を一望できる風光明媚な場所であることを意識していたからであろう。

このように考えていけば、昌泰元年の宇多の行幸それ自体は、ヤマト王権以来の由緒ある場所をめぐることによって、山野河海をも掌握しようとした王権の歴史を再確認するものであったと思われる。

競狩はそのような状況下で行われたのであり、たとえその場面で、筆者の紀長谷雄が「戯言多端具に言うべからず」と慨嘆したとしても、そのような行為をも公認し得るだけの権力を宇多が保持していたことを内外に示す必要があったので

はないかと考える。

すなわち、昌泰元年の競狩は讓位後も自身が国政を取り仕切るという宇多の強い決意を示したものと理解したい。

6 狩使による鷹狩

すでに述べたように10世紀においては、天皇もしくは太上天皇が出御する野行幸としての鷹狩は、9世紀前半のように頻繁に行われたわけではない。

そこで、天皇の鷹狩の代わりに、近衛府の官人に鷹や犬を与えて、諸国に派遣して狩をさせ獲物を持ち帰らせる形といったことが行われる。このような形で諸国に派遣されたのが、狩使である。『日本三代実録』元慶8年(884)12月2日戊子条には、

勅して左衛門佐従五位上藤原朝臣高経、六位六人、近衛一人、鶴七連、犬九牙を播磨国に、中務少輔従五位下在原朝臣弘景、六位四人、近衛一人、鷹五連、犬六牙を美作国に遣わして、並びに野の禽を獵り取らしむ。

狩使は天皇の代わりに鷹狩を行った。この狩使の行使する権力がいかに強いものであったかについては、以下の延喜5(905)年11月3日太政官符(『類聚三代格』巻19 禁制事)により推測できる。

太政官符す

諸院宮家狩使を禁止すべき事

右、参河国の解を得るにいわく、此の国田地狭小、山野曠遠なり。民の疾苦、只狩使に在り。其れ院宮家の狩使到来するは、常に冬時春月、おのおの牒状をもたらし、夫れ馬を借り求む。国司、やむをえずして符を郡司に下す。郡司百姓等、冬時、収納の官物を営み、春月、出挙の耕稼に勤む。天寒く、草枯れ、民勞れ馬も疲れぬ。而るに使等、疲馬を驅り馳せ、終日休まず。勞民を率將ひて旬を累ね、息むことなし。是に由りて馬死亡せる者十の

六七。民逃散する者、又大半を過ぐ。若し郡司、事状を陳請すれば、則ち妄りに陵轍を加う。若し国司、其の由を牒送すれば則ち罵詈を憚らず。仍りて国郡司、威猛を勝えずして口をつむぎ舌を巻く。又、其の従者は等しく放縦を宗となし、民家に乱入して財物を掠奪す。凡そ、暴悪、誠を厥くすること共に陳べがたし。国司の煩い、百姓の愁い、斯に過ぎるは莫し。望み請うらくは、官裁して、件の使を禁止し、以て国の煩いを省かんと、てへれば、左大臣宣す、勅を奉るによろしく早く下知して、特に禁遏を加うべし。五位已上及び六衛府官人並びに此の制に同じ。自余の諸国も亦、此に准ぜよ。

延喜五年十一月三日

ここでは、院宮王臣家の狩使の到来により、在地における馬の疲弊が問題とされている。この事実は、古代の鷹狩においても、鷹・犬・馬などの動物をそれぞれ使いこなす形で行われていたことを示す。その全体をコーディネートしていたのが、狩使なのであろう。

その行動自体が糾弾されてはいるが、狩使は「冬時春月」に到来するわけであり、果たしてこの太政官符が糾弾するように「民の疾苦、只狩使に在り」と言える状態であったのかどうかについては、もう少し突っ込んで検討を加える必要がある。これはあくまでも三河国の国司の言い分だからである。

ただ、狩使の権威が、国司や郡司を超越するものと認識されていたことは否定できない。その力の源泉は、天皇の鷹を預かっているという意識を持っていたことにあると思われる。『侍中群要』

卷10 臨時雑事には、

御鷹を御覧する事
此の時、侍臣の臂にして、御前に参る。御覧の後、御鷹飼等を召して、各々分かち給わしむ。

とある。

また、天禄元（970）年に編纂された『口遊』

によれば、鷹を貢進した国は、甲斐・信乃・下野・陸奥・出羽・能登・越後・安芸・太宰府などであった。

このような諸国から貢進された鷹を天皇は実際に自身の目で確認していたのである。

おわりに

小稿では、近年の鷹狩に関わる研究を踏まえながら、古代王権が主宰する鷹狩について、鷹狩に関わる官司や鷹飼、禁猟区としての禁処（禁野）の制度的変遷、野行幸・競狩など平安期における鷹狩の実態、さらには王権の鷹狩を代行する狩使についても考察を加えた。

その結果、古代王権が主宰する鷹狩については放生や殺生禁断との関わりで中断することがあっても、鷹狩それ自体は、古代王権を強化するために重要な役割を果たしていたことが確認できた。

また、鷹狩が行われた場所が、王権の山野河海支配において重要な空間であったことも確認できた。

ただし、小稿においては、正史や法制史料、儀式書などを中心とした分析にとどまっている。特に平安期における鷹狩の分析に際しては、和歌など文学作品の分析が必要となる。そのことで古代王権が鷹狩を通して文化をどのような形で掌握しようとしたのか、といった問題も浮かび上がってくるであろう。

以上、残された課題を確認しつつ、ひとまず小稿を擱筆する。

註

1 宮内省式部職『放鷹』（吉川弘文館 1931年）。同書新装版（2010年）によれば、711頁のうち、日本古代の放鷹には26頁が割かれている。

2 小稿では、多様な分野の研究者との議論を深化させるために、史料を引用する際には、書き下し

文の体裁をとる。

- 3 秋吉正博『日本古代養鷹の研究』思文閣出版(2004年) 34頁～36頁。
- 4 この古文書の存在をもって、天平 17 年の段階において放鷹司が兵部省から民部省へと移管されたと理解されているが(たとえば、註 1 前掲、『放鷹』新装版 3 頁)、事実としては兵部省から民部省へ、甲賀宮で労役に従事している放鷹司の直丁や厮丁に米、塩、布などの支給を申請した書類である。
- 5 秋吉、註 3 前掲書、66 頁～77 頁。
- 6 秋吉、註 3 前掲書、175 頁。
- 7 弓野正武「平安時代の鷹狩について」(『民衆史研究』16 1978 年)。
- 8 秋本、註 3 前掲書、174 頁。
- 9 弓野正武「『鷹飼渡』と下毛野氏」(『史観』93 1976 年)、大塚紀子『鷹匠の技とところ』(白水社 2011 年)。
- 10 拙著『日本古代の王権と山野河海』(吉川弘文館 2009 年) 167 頁～181 頁。
- 11 井上薫「文芸にあらわれた枚方地方」(『枚方市史』第 2 巻 1972 年)。
- 12 榎村寛之「野行幸の成立—古代の王権儀礼としての狩猟の変質—」(『ヒストリア』141 1993 年)。
- 13 榎村、註 12 前掲論文。
- 14 以上の装束については、註 1 前掲、『放鷹』新装版 13 頁～17 頁。
- 15 弓野、註 7 前掲論文。
- 16 笹山晴生「政治史上の宇多天皇」(『平安初期の王権と文化』吉川弘文館 2016 年)。
- 17 東野治之「日本古代の遊女」(『史料学探訪』岩波書店 2015 年)。
- 18 川尻秋生『全集日本の歴史 4 揺れ動く貴族社会』(小学館 2008 年) 27 頁～29 頁。
- 19 笹山、註 16 前掲論文。
(2018 年 1 月 10 日成稿 同年 1 月 23 日補訂)

〔謝辞〕本研究は、JSPS 科研費 JP16H01946 の研究助成を受けたものです。

〔追記〕

小稿補訂後、吉川弘文館ホームページ(www.yoshikawa-k.co.jp 2018 年 1 月 23 日取得)により、三保忠夫『鷹狩と王朝文学』(吉川弘文館)が、2018 年 2 月に刊行される予定であることを知りました。刊行後、併せて参照していただければ幸いです。